

仕様書

宮崎県企業局が行うタクシー借り上げ契約（単価契約）について、以下の仕様書に基づき、契約担当者（以下「甲」という。）と受託者（以下「乙」という。）とで借り上げ契約を締結し、乙は信義に従って誠実に履行するものとする。

1 タクシー利用区間の行程

タクシー利用区間の行程は別図のとおりとする。

2 利用手続

(1) タクシーの運行手続等

- ① タクシーを利用する甲の職員（以下「利用者」という。）は、乙に対し電話によりタクシーの運行を依頼するものとする。
- ② 利用者は、出発地別に下表に掲げる時間までに乙にタクシーの運行を依頼するものとする。

出発地	運行依頼時間
企業局	出発の30分以上前
綾町ふれあい合宿センター (綾町経由)	出発の1時間以上前
古賀根橋ダム (綾町経由)	出発の1時間以上前
古賀根橋ダム (小林市・多良木町・林道槻木南線経由)	出発の3時間30分以上前
熊本県との県境周辺 (小林市・多良木町・林道槻木南線経由)	出発の2時間30分以上前
田代八重ダム (小林市・多良木町・林道槻木南線経由)	出発の2時間30分以上前
寒川ダム	出発の1時間以上前

- ③ 乙は、利用者からタクシーの運行の依頼があったときは、夜間、休日を問わずタクシーを運行するものとする。
- ④ 利用者は、甲が指定する乗車券（様式第1号。以下「乗車券」という。）によりタクシーを利用するものとする。

(2) タクシーの運行方法

- ① タクシーの運行に従事する者（以下「運転者」という。）は、利用者がタクシーに乗車する際に利用者に対して本契約に伴うタクシーの運行であることを確認するものとする。
- ② 利用者は、運行を依頼した運行区間の片道ごとに運転者に対して乗車券を交付するものとする。
- ③ 利用者は、目的地に到着後直ちに運行年月日、運行時刻、運行行程、運転者名を乗車券に記入し、乗車券の契約相手方控え及び請求書添付用を運転手に交付するものとする。
- ④ 乙は、タクシー利用区間の行程について、運行に支障がないようあらかじめ運転手に十分に周知するものとする。

3 利用料

(1) 割増額

午後10時から午前5時までの時間帯にタクシーを運行するときの利用料は、契約書で定める単価に割増額を加算した額とし、割増額の計算方法は次のとおりとする。

$$\text{割増額} = \text{契約書別表に定める単価 (円)} \times \frac{\text{割増となる時間帯の運行時間 (分)}}{\text{運行時間 (分)}} \times 20\%$$

※1円未満は切り捨てる。

(2) 出発地へ引き返した場合の利用料

甲の都合によりタクシー運行途中に出発地へ引き返した場合のタクシー利用料は、次の計算式により算定するものとする。

$$\text{タクシー利用料 (円)} = \text{契約書別表に定める単価 (円)} \times \frac{\text{タクシー運行距離 (km)}}{\text{タクシー利用区間の距離 (km)}}$$

※1円未満は切り捨てる。

(3) 自然災害により乗車できなかった場合の利用料

タクシー営業所から目的地に向けて出発したが、天災等の不可抗力により目的地まで到着できず、利用者を乗車しないまま途中で引き返した場合のタクシー利用料は、次の計算式により算定するものとする。

$$\text{タクシー利用料 (円)} = \text{契約書別表に定める単価 (円)} \times \frac{\text{タクシー運行距離 (km)}}{\text{タクシー利用区間の距離 (km)}} \div 2$$

※1円未満は切り捨てる。

4 年間予定回数

125回（過年度実績平均による見込）

なお、この年間予定回数は、過年度実績平均による見込であり、利用回数を保証するものではない。